

## 柏市スタートアップ立地支援補助金交付要綱

制定 令和 5年 9月 1日

施行 令和 5年 9月 1日

### (目的等)

第1条 この要綱は、新たな事業分野の開拓や革新的な技術開発等が見込まれるスタートアップに対し、柏市スタートアップ立地支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、スタートアップの立地促進を図り、その集積をもって本市の地域産業の振興に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地 企業が本社、研究施設等（以下「施設等」という。）を市内に設置することをいう。但し、インキュベーション施設等に立地する施設等を除く。
- (2) 本社 当該企業の管理支配に関する業務が行われている事務所又は事業所をいう。但し、法人登記簿謄本上の本店に限る。
- (3) 操業 立地計画の認定を受けた施設等の設備の全部を事業の用に供することをいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (5) スタートアップ 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出を目指す者をいう。
- (6) インキュベーション施設等 創業初期段階にある事業者の事

業拡大や成功を支援する目的のもと、通常よりも安価な賃料で事務所スペースを提供したり、事業の立ち上げに関する専門家によるサポートを提供したりする施設の内、別表第1に定める起業家育成施設をいう。

(7) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

(8) 事業従事者 立地計画の認定を受けた施設等において、当該認定に係る事業に従事する者（当該事業を行う者が雇用する者に限る。）をいう。

(9) 正規雇用者 事業従事者のうち、常時雇用される労働者で、次のいずれにも該当する者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者を除く。）をいう。

ア 雇用期間の定めがない者であること。

イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。

（対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、スタートアップのうち、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

(1) 立地する施設について、賃貸借契約をする日前に、市長が別に定める手続きを実施していること。

(2) 前号に規定する手続きを最初に実施する日時点で、創業10年未満であること。

(3) スタートアップであり、市長が別に定める基準に合致するものであること。

- (4) みなし大企業ではないこと。
- (5) 補助金の交付の申請の日前に終了した直近の事業年度の決算に係る損益計算書に記載された経常利益の額が3,500万円未満であること。
- (6) 市税を滞納していない者であること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 事業活動を行うために必要となる法令を遵守している者であること。
- (10) 事業内容が、公序良俗に反する等、その他市長が不相当と認める者でないこと。
- (11) 補助事業期間終了後も引き続き市内で事業活動を行う見込みのある者であること。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当する場合、補助の対象とならない。

- (1) 対象者の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は警察当局から排除要請のある者。
- (2) 次のいずれかに該当する行為をした者。但し、以下に該当する行為であっても、継続的に、反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者又は法令上の義務の履行としてするもの若しくは、その他正当な理由がある者を除く。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（対象施設及び対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる施設及び事業は、対象者が新たに設置した、次に掲げる施設のいずれかで実施し、操業開始から3年以上継続する見込みの事業とする。ただし、共同利用型のコワーキングスペース及び登記のみを目的とした施設等は対象外とし、操業開始から3年未満で事業が終了する場合にあつては、過去に支出した本補助金の返還を求めるものとする。

(1) 市内に新たに立地する施設等

(2) 市内で事業を発展させるため、インキュベーション施設等を退去し、市内に新たに立地する施設等

(3) その他地域経済の活性化に資するものとして市長が特に認める施設

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当する場合、補助の対象とならない。

(1) 立地する施設等について、対象者が自ら賃貸借の契約をするものでないこと。

(2) 立地する施設等について、対象者が貸主と利害関係があること。

(3) 立地する施設等について、対象者が住居の用に供するものであること。

(4) 立地する施設等について、対象者の事業従事者かつ正規雇用者が在籍していることが確認できないなど、事業用施設として稼働していることが認められないものであること。

(対象経費)

第5条 補助金交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業に係る事業所の賃料とする。なお、申請事業者1者につき、補助対象となる市内事業所は1事業所までとし、敷金、礼金、各種保険料、共益費、駐車場代及び光熱水費等の、直接施設の賃借に要しない経費は対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の2分の1の額とし、1年度あたり100万円を限度とする。なお、当該2分の1の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、対象者が本制度と同様の経費に対して他の補助金の交付を受けている場合、補助金の額の上限は、他の補助金を含めて、対象者が支払った賃料分までとし、その計算は市長が別に定める基準によるものとする。

3 対象者が補助金の交付を受けることができる期間（法人設立その他組織変更を行った対象者である場合にあっては、当該法人設立その他組織変更前に補助金の交付を受けた期間を含む。）は、3年（36月）以内とする。また、居室の利用が月の中途での入居若しくは退去に係るものであるとき又は月の中途で対象事業の床面積に変更が生じたときは、当該月の支援補助金の額は、日割計算によるものとする。

(申請書添付書類)

第7条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 市税の納税証明書（その発行の日から3月以内のものに限る。）

(3) 法人にあっては、次に掲げるもの

ア 発行の日から3月以内の商業登記簿謄本の写し

イ 資本金の金額及びその出資者の分かるもの

ウ 補助金の交付申請の日前に終了した直近の事業年度の決算に係る損益計算書

(4) 個人にあつては、次に掲げるもの

ア 個人事業の開業届出書の写し

イ 補助金の交付申請の日時点における前年の確定申告書の写し

(5) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(標準処理期間)

第8条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、45日とする。

(実績報告書添付書類)

第9条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 対象経費にかかる領収書の写し

(2) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(補助金の経理)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(対象者の要件の特例)

2 令和5年4月1日からこの要綱の施行の日までの間に立地した場合における第3条第1項第1号の規定の適用については、「賃貸借契約をする日前」とあるのは、「賃貸借契約後から令和6年3月29日までの間」とする。

別表第1（第2条関係）

インキュベーション施設等
1. 東葛テクノプラザ
2. かずさインキュベーションセンター
3. 千葉大亥鼻イノベーションプラザ
4. 独立行政法人中小機構基盤整備機構が管理及び運営を行うインキュベーション施設
5. その他上記同様に公的機関により設立されたインキュベーション施設